

「別紙 貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入指導の強化について」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: right;">国自貨第225号の2 平成20年3月31日</p> <p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 社団法人 全日本トラック協会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省自動車交通局貨物課長</p> <p><u>貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入の徹底について</u></p> <p>貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、<u>「貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入指導の強化について」（平成16年8月11日付け国自貨第53号の2。以下「旧通知」という。）により通知したところであるが、依然として社会保険等の未加入事業者が増加傾向にあることから、今般、更に社会保険等の未加入対策を強化するため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第6条に基づく事業の許可に際し、社会保険等の加入を必要な項目として追加し、未加入事業者に対しては、法第33条に基づき、行政処分等を実施することとしたところである。</u></p> <p>については、貴機関にあっては、下記事項について地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への周知を図り、地方実施機関における社会保険等の適正加入に係る取組に遺漏なきよう指導されるとともに、行政との連携により実効が上がるよう取り計らわれたい。</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: right;">国自貨第53号の2 平成16年8月11日</p> <p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 社団法人 全日本トラック協会会長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省自動車交通局貨物課長</p> <p><u>貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入指導の強化について</u></p> <p>貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入状況等の通報等については、国土交通省と厚生労働省及び社会保険庁との間で確認の上、<u>「貨物自動車運送事業者に対する社会保険等の適正加入指導の強化について」（平成15年3月31日付け国自貨第144号の2。以下「旧通知」という。）により通知したところであるが、更に適切かつ効果的な通報等を行うことができるよう取り扱うこととしたところである。</u></p> <p>については、貴機関にあっては、下記事項について地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への周知を図り、地方実施機関における社会保険等の適正加入に係る取組に遺漏なきよう指導されるとともに、行政との連携により実効が上がるよう取り計らわれたい。</p>

記

1 社会保険等未加入事業者の把握

地方実施機関においては、次の事項を徹底すること。

- (1) 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。
- (2) 巡回指導等により、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、改善報告書（社会保険等の適用届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。
- (3) 巡回指導において、改善が確認できない場合等、社会保険等への適正な加入が認められない場合は、その状況を運輸支局長に通報し、社会保険等の未加入が確認された場合は行政処分等を行うことを当該事業者に示達しておくこと。

なお、運輸支局長への通報にあたっては、社会保険労務士を活用し、当該未加入状況を確認すること。

2 運輸支局長への報告

地方実施機関の巡回指導時において、事業者が社会保険等へ適正に加入していることが認められない場合は、当該事業者に係る社会保険等への未加入状況について、地方実施機関において作成する「巡回指導報告書」を活用するなどして、運輸支局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。）へ報告すること。

(別添参考)

「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」(平成20年3月31日付け国自貨第225号)

記

1 社会保険等未加入事業者への指導の徹底

地方実施機関においては、次により事業者指導を徹底すること。

- (1) 巡回指導に際しては、社会保険等の加入状況を調査すること。
- (2) 巡回指導等により、社会保険等への適正な加入がなされていない事業者を認めた場合には、当該事業者に対して適正な加入を指導し、改善報告書（社会保険等の適用届の写し等、改善が確認できる書類等を添付したもの）の提出を求めるなど、改善のための指導を徹底すること。
- (3) 改善指導に際しては、改善が確認できない場合その状況を運輸支局長に通報し、更に運輸支局長等から社会保険等関係機関あてに通報することとなる旨を当該事業者に示達しておくこと。

2 運輸支局長への報告

地方実施機関の指導にも関わらず、一定期間（3か月程度）を経過後も改善報告がなされないなど、当該事業者が適正に加入したことが確認できない場合には、当該事業者に係る社会保険等への加入状況について、地方実施機関において作成する「貨物自動車運送事業者実態調査・指導報告書」を活用するなどして、運輸支局長（運輸監理部長及び沖縄総合事務局陸運事務所長を含む。）へ報告すること。

(別添参考)

「貨物自動車運送事業者の社会保険等の未加入状況等の通報について」(平成16年8月11日付け国自貨第53号)